

青森県ユニバーサル農業推進会議設置要領

(設 置)

第1条 青森県におけるユニバーサル農業の取組の拡大と地域共生社会の実現に向けて、ユニバーサル農業の現状や課題、推進方向等を検討・協議するため、ユニバーサル農業の実践者及び関係機関等で構成する青森県ユニバーサル農業推進会議（以下「会議」という。）を設置する。

(目 的)

第2条 会議は、次に掲げる項目を目的とする。

- (1) ユニバーサル農業の現状と課題の共有
- (2) 県内外の優良事例の共有
- (3) ユニバーサル農業推進に係る方向性と施策の検討
- (4) その他、ユニバーサル農業の推進に必要な事項

(組 織)

第3条 会議は、別表に掲げる者で構成する。

- 2 会議に座長を置き、座長は学識経験者をもって充てる。

(任 期)

第4条 委員の任期は2年以内とし、再任は妨げない。ただし、欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(会 議)

第5条 会議は、必要に応じて青森県農林水産部長が招集する。

- 2 会議の進行は、座長又は座長が指名した者が務める。

(専門部会等)

第6条 会議の所掌事項に関し、更なる検討を行うことを目的として、必要に応じ、専門部会及びアドバイザーを設置することができる。

(調整会議)

第7条 ユニバーサル農業に係る施策の企画・調整のため、本庁内にユニバーサル農業調整会議を置く。

(事務局)

第8条 会議の事務局は、青森県農林水産部構造政策課に置く。

(その他)

第9条 この要領に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、令和4年7月1日から施行する。

附 則（一部改正）

この要領は、令和5年7月26日から施行する。

附 則（一部改正）

この要領は、令和6年5月30日から施行する。

別表（第3条関係）

	分野	氏名	団体・職名
1	学識経験者	泉谷 眞実	国立大学法人弘前大学農学生命科学部 教授
2	生産者 関係団体	野呂 文人	青森県農業協同組合中央会 常務理事
3		金子 春雄	青森県農業法人協会 会長（七戸町）
4		山内 勝	青森県農業経営士会 会長（つがる市）
5		瀬戸 ひとみ	青森県VIC・ウーマンの会 会長（鶴田町）
6	農福連携 実践者	佐藤 拓郎	（株）アグリーンハート 代表取締役（水稻等：黒石市）
7		木立 丞	青森県農業経営士（畜産：平内町）
8		川村 美紀	青森県農業経営士（果樹：青森市）
9	福祉事業 関係団体	田中 大生	（福）阿闍羅会 ワークショップ大鱈 施設長（大鱈町）
10		沼田 智美	三八地域障害者農業就労促進ネットワーク 事務局長（八戸市）
11		坂本 めぐみ	むつ下北就労支援事業所連絡協議会 会長（むつ市）
12		苫米地 義之	（福）誠友会 理事長（株）アグリの里おいらせ（おいらせ町）
13		立崎 文江	（一社）日々木の森 代表（十和田市）
14		今村 健	（福）義栄会 月見野作業所 管理者（青森市）
15		木村 亨	（福）青森県社会福祉協議会 生活支援課 課長心得
16	学校教育 関係団体	佐藤 忠全	青森県特別支援学校校長会 農福連携担当 （青森県立弘前第一養護学校 校長）
17	商工労働 関係団体	工藤 玲子	青森県障害者就業・生活支援センター連絡協議会 会長 （障害者就業・生活支援センターみなと：八戸市）
18		玉川 之浩	（独）高齢・障害・求職者雇用支援機構青森支部 支部長
19		下井田 幸喜	（公財）21あおもり産業総合支援センター 専務理事
20	消費者 関係団体	嶋田 順一	青森県生活協同組合連合会 常務理事
21	金融関係 団体	竹本 太郎	（株）日本政策金融公庫青森支店農林水産事業 事業統轄
22	国	齋藤 博之	農林水産省東北農政局青森県拠点 地方参事官（青森県担当）
23	市町村	森岡 欽吾	弘前市 農林部長

県	若松 伸一	こども家庭部長
	守川 義信	健康医療福祉部長
	三浦 雅彦	経済産業部長
	風張 知子	青森県教育委員会 教育長
	成田 澄人	農林水産部長